



# 法律あれこれ



## 消費税を納める基準が改正に！

関東信越税理士会西川口支部 税理士 本田欣之

個人の場合は前々年の課税売上高が1千万円以下、法人の場合は前々事業年度の課税売上高が1千万円以下（資本金の額または出資の金額が1千万円以上の新設法人を除く）の事業者については、消費税を納める義務が免除されています。この消費税の事業者免税点制度が平成23年度に改正されました。

今回の改正で免税事業者のうち次に掲げる事業者については、事業者免税点制度が適用されないことになりました。個人事業者では、その年の前年の1月1日から6月30日までの間の課税売上高が1千万円を超える場合は課税事業者となります。法人では、その事業年度の前事業年度開始の日から6ヶ月間（一部を除く）の課税売上高が1千万円を超える場合は課税事業者となります。なお、事業者は課税売上高に代えて給与支払い等の金額を用いることもできます。施行は個人事業者が平成25年から、法人は平成25年1月1日以後開始する事業年度からとなります。

個人事業者を例に具体的に見てみますと、改正前は課税売上高について平成23年が1千万円以下であれば、平成24年が1千万円を超えた場合でも平成25年においては免税事業者でした。しかし改正後は、平成23年の課税売上高が1千万円以下でも、平成24年の1月1日から6月30日までの間の課税売上高が1千万円を超えていると平成25年からは課税事業者となります。

また資本金の額または出資の金額が1千万円

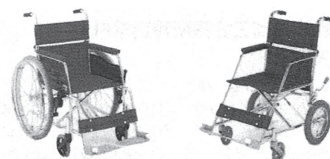
以下の新設法人の場合、第1期（設定期）と第2期についてはその基準となる期間が存在しないため消費税の免税事業者となり申告の義務はありませんでしたが、第1期の事業年度開始から6ヶ月間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超える場合には第2期は消費税の課税事業者となります。

その他、留意点として、課税売上高に代えて給与支払い等の金額を適用する場合、給与等の支払額が1千万円以下であれば、その期間における課税売上高が1千万円を超えていたとしても、納税義務は無いこととされています。また、6ヶ月の期間で判定するとは言っても、その期間の課税売上高や給与等の支払額を年換算する必要はありません。

改正後は、上半期の実績で消費税の納税義務を判断しますので、その終了時に上半期の課税売上高と給与等の支払額をおさえていなければ、来期の消費税の申告に合わないこととなります。決算時にこれらの数字を把握しても手遅れですので、事前準備が必要となりそうです。



### 快適介護のお手伝い



電動ベッド・車イス・松葉杖・紙おむつ。  
レンタル・販売。お届けします。お問い合わせください。

Silver  
**HOXON シルバーホクソン**  
〒332-0032 川口市青木2-22-34 TEL048-256-5252

### いいものを真心にのせて



ザ・プライス 川口店

埼玉県川口市栄町3-14-15  
☎ 048 (253) 9111 (代)

まごころ伝わる贈りもの

### そごうの商品券

■そごう川口店5階商品券売場



全国のそごう各店でご利用いただけます。



www.sogo-gogo.com  
TEL(048)258-2111<大代表>